

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

( 新設・拡充・延長・その他 )

No	18	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )		
要望項目名	緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための課税標準の特例措置の創設		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）           <p>民間事業者が港湾法第55条の8に基づく無利子貸付を受けて平成30年3月31日までに耐震改修を行った特別特定技術基準対象施設（特定技術基準対象施設のうち、非常災害により損壊した場合において、大量の土砂その他の物件を水域施設に流入させることにより、長期間にわたり船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのある港湾施設（護岸、岸壁及び物揚場））であって、南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に存するもの</p> </li> <li>・特例措置の内容           <p>取得後5年間、固定資産税の課税標準を1／2とする</p> </li> </ul>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div>		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	0 ( - ) -	[平年度] ▲122 ( - ) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>大規模地震等により損壊し、土砂を流出させ航路を閉塞させるおそれのある施設につき、耐震改修を促進することで、非常災害時においても耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃料供給を確保することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>大規模地震が発生し、航路沿いの護岸等が損壊し、土砂が航路に流出した場合、緊急物資等を輸送する船舶の交通に長期間にわたり著しい支障を及ぼすおそれがある。そこで、民間事業者が所有する施設の適切な維持管理を促進するため、平成25年に港湾法が改正され、港湾管理者が民間事業者の所有する特定技術基準対象施設（技術基準対象施設であって、非常災害により損壊した場合において、船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるもの）に対して報告徴収や立入検査を行うことができる制度が創設された。</p> <p>しかし、耐震改修には多額の費用を要することから、民間事業者による耐震改修を促進するため、平成26年度税制改正において、特定技術基準対象施設の耐震改修を促進するための法人税の特例措置が創設されるとともに、平成26年に第186回国会において港湾法が改正され、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度が創設されたところである。</p> <p>一方、平成25年12月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」が施行され、平成26年3月にはこれらの法律に基づく基本計画の策定及び対策を講じるべき地域の指定がなされたほか、平成26年4月に発表された文部科学省地震調査研究推進本部による地震発生可能性の長期評価では、南海トラフ地域におけるM8～9クラスの地震及び南関東におけるM7程度の地震の30年以内の発生確率はともに70%程度、宮城県沖におけるM7クラスの地震の発生確率は60%程度とされるなど、今後想定される南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等について対策を講じる緊急性が高まっている。</p> <p>そこで、こうした地域の港湾に存する特別特定技術基準対象施設については、より対応を加速させていくことが必要であることから、当該無利子貸付の適用を受けた施設に対する地方税の特例措置を創設することにより、民間事業者による耐震改修を更に促進していく必要がある。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 11. 防災政策の推進 施策目標 ⑤ 地震対策等の推進 ○「国土強靭化政策大綱」(平成25年12月17日国土強靭化推進本部決定)において、「強靭なサプライチェーンを構築するために、コンビナート港湾施設の耐震強化等を推進する。」との記載有り。 ○「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(平成26年3月28日中央防災会議決定)において、「港湾管理者等は、…岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」との記載有り。 ○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成26年3月28日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」との記載有り。 ○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(平成18年3月31日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、…港湾・漁港の耐震性の強化を進める」との記載有り。
	政策の達成目標	耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路沿いの民有護岸等の耐震改修を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成30年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	平成26年度中に港湾管理者が民間事業者に対して行う報告徴収に基づき、特に耐震性の不足する施設を把握した上で、来年度以降5年間で上記施設の耐震化を完了する。
	政策目標の達成状況	一
有効性	要望の措置の適用見込み	特例措置の適用対象となる護岸等 約60施設
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置により、無利子貸付制度及び法人税の特例措置と併せて、港湾施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、特に耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る重要な航路沿いの施設について、民間事業者による耐震改修が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための法人税の特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度（平成27年度概算要求額：7,035百万円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置は上記の無利子貸付を受ける者に対して適用されるものであり、両制度が一体となって特別特定技術基準対象施設の耐震改修の促進に寄与するものである。
	要望の措置の妥当性	本税制特例措置は、施設の保有コストを低減することで、民間事業者による施設の耐震改修のインセンティブを与えるものであり、非常災害時の船舶の交通を図るために必要不可欠である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—